

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

参考 1

早期健全化基準未滿の 地方公共団体

○ 指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

・ストック指標

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

経営健全化基準未滿の 公営企業

財政の早期健全化

(早期健全化団体)

○ 自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

・経営健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化

(経営健全化団体)

財政の再生

(財政再生団体)

○ 国等の関与による確実な再生

・財政健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市区町村: 11.25%~15%

道府県: 5%
市区町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市区町村: 16.25%~20%

道府県: 15%
市区町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市区町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）

第一 総括的事項

一 同意基準の策定方針等

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二 計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。